

報酬補償規程

(趣 旨)

第1条 伊藤ハム健康保険組合(以下組合という)の議員および理事がその職務を行うため、事業主より平常の業務に対する報酬を受けることができない場合は、この規程の定めるところによりその補償をする。

(補償額)

第2条 前条の補償額は、その者が事業主より受けることができない報酬の全額に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年10月1日から改訂適用する。